

## まとめについて

全国犯罪被害者の会（あすの会）  
松村 恒夫

### 犯罪被害者は事件前の平穏な生活に戻ることはできるのか？

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設」に関する検討会という事で16回の検討会がもたれた。

この議論を通して検討会の名称に相応しい議論がなされたかというと甚だ疑問を感じざるを得ない。

それは、本当に困っている犯罪被害者を救済するために、私どもは、「犯罪被害者補償制度案要綱」を提出した。即ち、①一時金の支給②年金の支給③現物給付④遡及適用である。「連帯共助」という理念の下、本当に困っている犯罪被害者を救うため提案したものである。

しかし検討会では、現行の犯給法の検討に大部分の時間が割かれ、新たな経済補償制度については、2次的な扱いがなされたことは残念であり、小職の力のなさを改めて感じさせられた。さらには、困っているのは、犯罪被害者だけではないという意見まで飛び出し、新たな経済補償制度が真剣に議論されることはなかった。私どもが発議した「犯罪被害者補償制度案要綱」は、新しい経済補償制度も一応は検討しましたよと言うアリバイに使われたような気がしてなりません。私は、少なくとも該検討会は、犯罪被害者の立場に立って、どうしたら困っている犯罪被害者を救えるかを考える場であると思って参加してきたが、現実はそうではなく、現行の制度は良くできており、いかにしたら現在の制度を変えないで済むのか、支出を増やさなくて済むのかという議論に終始したように思える。

これでは、犯罪被害者等基本法3条、4条の趣旨から程遠く、今後も犯罪被害者等は、苦しい生活を強いられ、事件前の平穏な生活に戻れることはないことになり、甚だ残念な結果になった。少なくとも私が遡及適用の必要性がある犯罪被害者4人の方々を言及したが、彼らに対する改善策が提示できなかつたことは残念の極みである。

このような環境下でどうしたら犯罪被害者は、事件前の平穏な生活に戻れるのであろうか。該検討会では、犯罪被害者は困窮しているが、それは、各構成員が自分の事として考えられておらず、他人事だったのでしょうか。